イソチアニル (Isotianil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定						
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。						
構造式	CI CI CN						
用途	農薬/殺菌剤						
作用機構	イソチアゾール系化合物 直接抗菌性を示さないが、植物の感 により作用すると考えられている。	染特異的タンパク質を活性化すること					
適用作物/適用病害虫等	農薬登録申請;稲/白葉枯病、いもち病						
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録	申請がなされたものである。)					
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。						
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.028 mg/kg [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 無毒性量 2.83 mg/kg 安全係数 100	(ラット・混餌)					
基準値案	別紙1のとおり。						
	TMDI/ADI比は、以下のとおり。	TMDI/ADI比					
		(%)					
· ·暴露評価	国民平均	3.7					
	幼小児(1~6歳)	6.6.					
	妊婦 2.7						
	高齢者(65 歳以上) 3.7 TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)						
意見聴取の状況	平成 21 年 8 月 25 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定						
答申案	別紙2のとおり。						

農産物名	基準値案	基準値 現行	登録有無	国際 基準	参考基準値 外国 基準値	作物残留試験成績
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
米	0.3		申			0.08(\$), <0.01

^(\$)この作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

イソチアニル	
食品名	残留基準値
	ppm
米	0.3

インドキサカルブ (Indoxacarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設	定及び暫定的な残留基準の見直し				
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請 [※] に伴い要請があり、併せて ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。 (※「我が国の登録状況」欄 参照)					
	COOCH ₃ O-CF ₃					
構造式	0	N COOCH ₃ (S体)				
		性体(S 体及び R 体)が存在する。 こ対し、R 体は殺虫活性はない。				
用途	農薬/殺虫剤					
作用機構	オキサダイアジン系殺虫剤 昆虫の神経軸素に作用し、神経膜の とにより、殺虫効果を示すと考えられ	DNa ⁺ チャンネルの機能を阻害するこ いている。				
適用作物/適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)ココナガ、アオムシ、ヨトウムシ、ハスモ					
我が国の登録状況	本化合物のラセミ体(S体とR体の比率が50:50)である「インドキサカルブMP」については、平成13年に既に農薬登録がなされている。 今回、S体とR体の比率を75:25とした化合物について「インドキサカルブ」として新たに農薬登録申請がなされた。					
諸外国の状況	国際基準は大豆、キャベツ等に設定されている。米国においてばれいしょ等に、EUにおいて仁果果実類等に、オーストラリアにおいて豆類等に、ニュージーランドにおいてレタス、ぶどう等に基準値が設定されている。					
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0052 mg/ [設定根拠] 2年間 慢性毒性/多 無毒性量 1.04 mg/kg 安全係数 200	そがん性併合試験 (ラット・混餌)				
基準値案	同様、一律基準(0.01ppm)が適用さ	食品は、基準が設定されていない食品 れる。				
	EDI/ADI 比は、以下のとおり。	EDI/ADI 比 (%)				
暴露評価	国民平均	40.8				
	幼小児(1~6 歳) 妊婦	74.9 33.5				
	高齢者(65歳以上)	43.0				
	EDI:推定一日摂取量(Estimated I					
意見聴取の状況	今後、在京大使館への説明、パブリ	ックコメント及びWTO通報手続を予定				
答申案	別紙2のとおり。					

17

				. <u> </u>	参考基础	生値	·
	基準値	基準値	登録	国際	,	外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	Į	甚準値	<u>.</u>
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
とうもろこし	0.02	0.02		0.02	0.02	アメリカ	
•							0.01(#) 0.00(#) / 0.00
大豆	5	0.5	申・	5	0.8	アメリカ	0.01(#), 0.03(#) / 0.02, 0.06 / <0.02, 0.03
XX	Ĭ					* *, * *	【<0.01, 0.02(豪小豆)】
							【<0.01-0.02(n=3)(豪リョク
小豆類		112202			0.2		トウ)】 【本Uのトンラカ四】
えんどう	0.2 0.2				0.2 0.2		【豪州ひよこ豆参照】 【豪州ひよこ豆参照】
そら豆 らつかせい	0.02	0.01		0.02	0.01		
5 5%-EV	0.02						【<0.01-0.13(n=4)(豪ひよこ
その他の豆類	0.2	0.2	٠	0.2	0.2	オーストラリア	豆)]
		34.85					【<0.003-0.011(n=17)(米
ばれいしよ	0.2	0.1		0.2	0.01	アメリカ	国ばれいしょ)】
 さといも類	0.05	0.1			0.01	アメリカ	〈0.01,〈0.01 【米国ばれいしょ参照】
かんしよ	0.05		申		0.01		<0.01, <0.01
やまいも	0.01				0.01		【米国ばれいしょ参照】
こんにやくいも		- 0:1		1			•
その他のいも類	0.01	0.1			0.01	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.05	> 0.1	申				<0.01(#), <0.01(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	-0.1	申				<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	申		. 5	オーストラリア	1.85(\$), 1.03
かぶ類の根		2 0.1			- 6	111 I	
かぶ類の葉		0:5			12	アメリカ	
西洋わさび		1,60.1					
クレソン	14		ш.	,	14 12		【米国リーフレタスを参照】
はくさい	1	11	申		12	1 79 <i>7</i> 4	0.20, 0.57 / 0.10, 0.08
							0.40, 0.45 【0.21-6.4(n=12)(米国
	*						キャベツ(外葉あり))】
						! !	【0.02-0.32(n=12)(米国キャベツ(外葉なし))】
キャベツ	1	1	申		12	アメリカ	【米国からしなを参照】
芽キャベツ	12	3		. 3	12	アメリカ	【米国からしなを参照】
ケール	12	2			12	アメリカ	【米国からしなを参照】
こまつな		0.5			12	アメリカ	
きような					12		
カリフラワー	0.2		**	0.2	12		
ブロッコリー	0.2		6.2	0.2			0.02, 0.05
その他のあぶらな科野菜	12				12	アメリカ	【米国からしなを参照】
ごぼう		7.01					
サルシフィー		34.4.0.1	4		1.4	アメリカ	【米国リーフレタスを参照】
チコリエンダイブ	14	1			14 14		【米国リーフレダスを参照』 【米国リーフレダスを参照】
ニングイン	19	1.7477	3		1.1		「水画」 ファンハモシボ
	1					! !	0.67(#) / 0.25 / 0.20(#)
	1					: ! !	/0.05 【0.61-4.7(n=14)(米国レ
) 1 1	タス(外葉あり))】
						1	【0.025-2.1(n=14)(米国レ タス(外葉なし))】
			1		l	! ! ~~~	【2.8-13(n=13)(米国リー
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	14	Land to the second second second	申	15	14		フレタス)】
その他のきく科野菜	14		# I		14	, 1 /7/A -	【米国リーフレタスを参照】
10 40] .		ь			1 1 1	0.40, 0.72(葉ねぎ)
ねぎ	+	2 1 2 1 2	申			<u></u>	0.62, 0.09(根深ねぎ)
にんじん		0.0				;	
パースニップパセリ	14		E.	,	14	アメリカ	【米国リーフレタスを参照
セロリ	14	1			14		【米国リーフレタスを参照
その他のせり科野菜	14				14		【米国リーフレタスを参照】

					参考基		
## ~ ** #4. **	基準値	基準値	登録	国際	外国		作物残留試験成績
農産物名	案 ppm	現行 ppm	有無	基準 ppm	· z	基準値 ppm	ppm
トマト	0.5	. ≱ A. × 0.5	申	0.5	0.50		
ピーマン	0.5	1	申	0.3	0.50		0.10, 0.17 0.33, 0.35
なす	0.5	0.5	申	0.5	0.50		0.05, 0.17
その他のなす科野菜	0.3	1 0.5		0.3	5	オーストラリア	
きゆうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.5	. :	0.2	0.60	アメリカ	【<0.01-0.069(n=10)(米 国きゅうり)】
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.6				0.60	アメリカ	【<0.01-0.12(n=12)(米国 サマースカッシュ)】
しろうり	0.6				0.60	アメリカ	【米国きゅうり、サマースカッシュ、カンタロープを参照】 【米国きゅうり、サマースカッ
すいか	0.6				0.60	アメリカ	シュ、カンタロープを参照】
 メロン類果実 まくわうり	0.1 0.1			0.1 0.1	0.60 0.60	アメリカ アメリカ	[0.024-0.393(n=11)(米 . 国カンタロープ)]
							【米国きゅうり、サマースカッ
その他のうり科野菜	0.6	AND COLORS			0.60	アメリカ	シュ、カンタロープを参照】
たけのこ しようが 未成熟えんどう	0.05	0.1 0.1	申		0.01	アメリカ	<0.01, <0.01
未成熟いんげん えだまめ	1	$\frac{1}{2}$	申	-			0.38, 0.30
その他の野菜		7 I			14	アメリカ	·
りんご	0.5	1		0.5	2	オーストラリア	【0.45-0.85(n=4)(豪りん ご)】
日本なし	0.2	1		0.2	2	オーストラリア	
西洋なし	0.2	0.9		0.2	2	オーストラリア	【0.18-0.30(n=3)(豪西洋なし)】
マルメロ	2	1		,	2	オーストラリア	【豪州りんご、西洋なしを参照】
びわ	2	1	,		2	オーストラリア	【豪州りんご、西洋なしを 参照】
tt		5 :: :: 2		0.3	0.90	ア刈カ	
ネクタリン	0.9	2 2			0.90	ア刈カ	【米国おうとうを参照】
あんず(アプリコットを含む)	0.9				0.90	アメリカ	【米国おうとうを参照】
すもも(プルーンを含む)	0.9	5 - 1 - 1 - 1 - 1			0.90	アメリカ	【米国おうとうを参照】
うめ		2				1 1 1 1	【0.07-0.64(n=16)(米国
おうとう(チェリーを含む)	0.9	\$ 2			0.90	アメリカ	おうとう)]
いちご	1	1	申			: :	0.31(\$), 0.23
クランベリー	0.9	0.5			0.90	アメリカ	【0.28-1.04(n=13)(米国プ ルーヘリー)】
<i>ぶどう</i>	2	;		2	2	アメリカ	
キウィー		0:1				; ; ;	
綿実	1	V∤,		1	2	アメリカ	
その他のスパイス						1	
その他のハーブ	12	i sal		<u> </u>	12	アメリカ	【1.2-10(n=5)(米国からしな)】

	1		 	γ	4x +r ++ >#6 (-b)	
	++- 3/H: I-I-	# 3# /+	7% A=		参考基準値	Made Share has been
TH 77 44. 7	基準値	基準値	登録	国際	外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	基準値	
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
牛の筋肉	1	A = 0.05		1	1: オーストラリア	
豚の筋肉	1	0.05		1	1 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類の筋肉	1	0.05		1	1: オーストラリア	
牛の脂肪	1	1.1		1	1.5 アメリカ	
豚の脂肪	1	22.00.41		1	1.5 アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の脂肪	1	Ye. 1		1	1.5 アメリカ	
牛の肝臓	0.5	7 3 - 0.02		0.5	0.03 アメリカ	
豚の肝臓	0.5	0.02		0.5	0.03 アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.5	0.02	-	0.5	0.03 アメリカ	
牛の腎臓	0.5	0.02		0.5	0.2 オーストラリア	1.0
豚の腎臓	0.5	0.02		0.5	0.2 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.5	0.02		0.5	0.2 オーストラリア	
牛の食用部分	0.5	0.02		0.5	0.03 アメリカ	
豚の食用部分	0.5	0.02		0.5	0.03 アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.5	0.02		0.5	0.03 アメリカ	
乳	0.1	0.1		0.1	0.15 アメリカ	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	;	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		,
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01	į	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	×s. 0.01	,	0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		,
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01	1	
鶏の卵	0.01	- 0.01		0.01	;	
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
干しぶどう	5	4		. 5		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

インドキサカルブ

インドキサカルブ	
	残留基準値
食品名	没留圣 毕胆
及四石	nnm
とうもろこし	ppm 0.02
大豆	5
八立 小豆類	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らつかせい	0.02
その他の豆類(注1)	0.2
ばれいしよ	0.2
さといも類	0.05
かんしよ	0.05
やまいも	0.01
その他のいも類(注2)	0.01
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5
クレソン	14
はくさい。	1
キャベツ	1
芽キャベツ ケール	12 12
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜(注3)	12
チュリ	14
エンダイブ	14
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	14
その他のきく科野菜(注4)	14
ねぎ	2
パセリ	14
セロリ	14
その他のせり科野菜(注5)	14
トマト	0.5
ピーマン なす	. 1
なり その他のなす科野菜(注6)	0.5° 0.3
きゆうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.6
しろうり	0.6
すいか	0.6
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜(注7)	0.6
しようが	0.05
えだまめ	1
りんご	0.5
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	2
びわ	2
ネクタリン	0.9
あんず(アプリコットを含む)	0.9
すもも(プルーンを含む)	0.9
おうとう(チェリーを含む)	0.9
いちご	1
クランベリー	0.9
ぶどう	2
綿実 その他のハーブ(注8)	1 12
C 42 1E 427 . 7 (1TO)	12

※今回基準値を設定するインドキサカルブとは、S体とR体の和をいうこと。

(注1)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、 小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイ ス以外のものをいう。

(注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな 科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の 葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレ ソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こ まつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワーブ ロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゆうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

インドキサカルブ(つづき)

インドキサカルブ (つづき)	
食品名	残留基準値
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注9)の筋肉	1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分(注10)	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.1
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注11)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
干しぶどう	5

(注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注10)「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び 腎臓以外のものをいう。

(注11)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏 以外のものをいう。

メソトリオン (Mesotrione)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し					
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があり、合わせて ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。					
構造式	O O NO ₂ SO ₂ CH ₃					
用途	農薬/除草剤					
作用機構	トリケトン系除草剤 感受性植物(一年生雑草全般)のカロチノイド生合成系に関与する酵素 (4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ)を阻害することにより、白化症状を発現させて、枯死に至らしめるものと考えられている。					
適用作物/適用雑草名等	農薬登録申請;とうもろこし、稲/一年生広葉雑草、マツバイ等					
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)					
諸外国の状況		国においてとうもろこし、アスパラガス、 ンベリー等に、ニュージーランドにおい ている。				
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.003 mg/kg 体重/day [設定根拠] 3世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100					
基準値案	同様、一律基準(0.01ppm)が適用さ	食品は、基準が設定されていない食品 れる。				
	TMDI/ADI比は、以下のとおり。	TMDI/ADI 比 (%)				
暴露評価	国民平均 幼小児(1~6歳)	1.3				
	妊婦 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(The	0.9 1.3 coretical Maximum Daily Intake)				
意見聴取の状況	平成 21 年 7 月 28 日に在京大使館 現在、パブリックコメント及びWTO通	含への説明を実施				
答申案	別紙2のとおり。					

				1 45.36	78 1 2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
,	世继法	基準値	74 43.	参考: 国際	外国	作物残留試験成績
農産物名	基準値 案	現行	登録 有無	上 基準	基準値	
展型初 石	ppm	DDW SE11	'H 2007	ppm	ppm	ppm
NG	0.01		<u> </u>	- FF.::	1	<0.002 (#), <0.002(#)
とうもろこし	0.01	0.01	申申	1	The second secon	< 0.002, < 0.002
2760-0	0.01	0,01	44	i	0.01 米国 Corn grain	(0.00,0)
•				i	カナダ Field corn	•
				1		
T and the second		***************************************			NZ Maize 0.01 米国 Oat, Sorgum, Millet grain	【米国】<0.01 (n=12~16(#))
その他の穀類	0.01					
さとうきび	0.01			.}	0.01¦米国 Sugar cane	【米国】<0.01 (n=8(#))
アスパラガス	0.01	-			0.01 米国 Asparagus	[米国]<0.01 (n=8)
オクラ	0.01				0.01¦米国 Okura	【米国】<0.01 (n=3(#)~5)
ラズベリー	0.01				0.01 米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=3)
ラスペリー プラックペリー	0.01				0.01 米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=1) 【米国】<0.01 (n=6)
	0.01				0.01 米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=6)
クランベリー	0.01	0.01	· ′	j	0.02 ^{在)} 米国 Cranberry	
}					(E) 2010年12月までの期限付きの基準	4 0.01ppm -
	-				(Berry and Small Fruit Crop grou	ıp (3-07)
		1444			カナダ 0.01 ppm	
その他のベリー類果実	0.01	*			0.01 米国 Berry group	【米国】Berry groupを参照
その他のオイルシード	0.01				0.01 米国 Flax seed	[米国]<0.01 (n=5) [米国]<0.01(#) (n=4)
その他のハーブ	0.01				0.01!米国 Rhubarb	(米国1<0.01(#) (n=4)
牛の筋肉		0.01			٦ :	١٦ .
豚の筋肉		0.01				:
その他の陸生哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01	<u>-</u>			:
豚の脂肪 その他の陸生哺乳類に属する動物の脂肪		0.01	-i			
生の肝臓		0.01	<u>-</u>		1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
下の汗臓		0.01			0.01 カナダ Meat and Meat byproducts of cattle, go	nats, hogs, horses, sheen
その他の陸生哺乳類に属する動物の肝臓		0.01		1		
牛の腎臓		0.01	· -			
豚の腎臓		0.01	- -	1		
その他の陸生哺乳類に属する動物の腎臓		0.01	- · · · · ·	1	, i	
牛の食用部分		0.01	-	1	1	
豚の食用部分		0,01				注)カナダの規制対象は親化合物
その他の陸生哺乳類に属する動物の食用部分		0.01	-		·	
뭐.		0.01			0.01 カナダMilk	
漁の筋肉		0.01		[7	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
その他の家きんの筋肉		0.01				
角の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				. 11
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0,01	- <u>-</u>		0.01 カナダ Meat and Meat byproducts of poultry	.
七の他の家さんの Tiok 鶏の腎臓		0.01	<u>=</u>			
選の背殿 その他の家きんの腎臓		0.01				
強の食用部分		0.01	_		1	
その他の家きんの食用部分		0.01				
題の卵		0.01	· -			
1 Nd * / 2 I'		0.01	1		0.01 カナダ Eggs	4.1

平成17年11月29日 厚生労働省告示 第499号において設定された基準値(暫定基準)については、網をかけて示した。 (出これらの作物残留試験の一部は、申請の範囲内で試験が行われていない。 米国 Berry groupの代表廣産物は、ブラックベリー又はラズベリー及びブルーベリー。

注)EUでは、機作物について、メントリオンと代謝物MNBAの和として、分析上の限界値(Lower Limt of Analytical Detamination 0.05~0.1 ppm)が 基準値として設定されている。 音産物については、基準値は設定されていない。 カナダ、NZでは、基準が設定されている上記以外の機産物について、0.1 ppmをDefault MRL として設定している。

メソトリオン

メントリカ ン	
食品名	残留基準値 ppm
*	0. 01
とうもろこし	0.01
その他の穀類 (注1)	0. 01
さとうきび	0.01
アスパラガス	0. 01
オクラ	0. 01
ラズベリー	0.01
ブラックベリー	0. 01
ブルーベリー	0. 01
クランベリー	0.01
その他のベリー類果実 (注2)	0. 01
その他のオイルシード (注3)	0. 01
その他のハーブ (注4)	0. 01

・(注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小 麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のもの をいう。

(注2) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果 実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブ ルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外 のものをいう。

(注3)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

(注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にち、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

レピメクチン (Lepimectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定						
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。						
	N-OCH ₃ O O O O O O O O O O O O O O O O O O O						
構造式	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O						
	レピメクチン A3(LA3) レピメクチン A4(LA4)						
	今回、「レピメクチン」として登録申請がなされた剤は、LA3 と LA4 の混合物。 (ただし、存在比は LA3≦20%、LA4≧80%)						
用途	農薬/殺虫剤						
作用機構	16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤 ミルベマイシン誘導体に関する研究の中で開発された。ミルベマイシン誘導体の 研究はミルベメクチンを出発原料としているが、ミルベメクチンが昆虫等の神経系 の塩素イオンチャンネルに作用すること及び本剤の中毒作用がミルベメクチンと 類似することから、本剤も同じ作用機構を有すると考えられている。						
適用作物/適用病害虫等	農薬登録申請:かんきつ、いちご、なす等/チャノキイロアザミウマ、ミカンハモグ リガ、ハスモンヨトウ等						
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)						
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。						
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量(ADI) 0.02 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.02 mg/kg 体重/day 安全係数 100						
基準値案	別紙1のとおり。						
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 TMDI/ADI 比 (%) 国民平均 2.3 幼小児(1~6歳) 5.6 妊婦 1.9 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)						
意見聴取の状況	平成 21 年 7 月 28 日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中						
答申案	別紙2のとおり。						

				参考基準値			
•	基準値	基準値	登録	国際		外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	₹	基準値	
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.01		申				0.002, <0.001
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3		申		į		0.051(\$), 0.030 [,]
はくさい	0.05		申				0.007, 0.010
キャベツ	0.05		申				0.004, 0.010(\$)
ブロッコリー	0.05		申				0.006, 0.012
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	0.1		申				0.017, 0.019
ねぎ	0.01		申、			1	0.002, 0.002
			申				0.006, 0.006 (ト゚マト) 0.089, 0.069 (ミニトマト)
トマト	0.3		申		;		1 '
なす	0.2		一門				0.006(#), 0.028(#)(\$)
みかん	0.01		申				0.002, 0.002
よったよりの思索会体	0.1		申				0.006 / 0.005(#) (すだち参照)
なつみかんの果実全体	0.1	·	 	ļ			(すだち参照)
レモン	0.1		申,				(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1		申申		;		(すだち参照)
グレープフルーツ	0.1		申		:		(すだち参照)
ライム	0.1		1	ļ			(サルワシ州)
							0.004, 0.009 / 0.004,
			1		:		0.011 (ゆず)
To the state of th						•	0.014 (\$)(すだち)
その他のかんきつ類果実	0.1		申		ļ;		0.005 (かぼす)
りんご	0.2		申				0.015(#), 0.029(#)(\$)
日本なし	0.2		申				0.029(#)(\$), 0.021(#)
西洋なし	0.2		申				(日本なし参照)
いちご	0.5		申				0.110(#), 0.116(#)
ぶどう	0.3		申				0.019, 0.072(\$)
茶	0.3		申				0.064(\$), 0.018 (荒茶) <0.001, <0.001 (浸出液)
その他のスパイス	0.3		申				0.067, 0.044 (みかん果 皮)

^(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

レピメクチン

レヒメクナン	
食品名	残留基準値
及四石	
100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
ブロッコリー	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	0.1
ねぎ	0.01
トマト	0.3
なす	0.2
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実(注1)	0.1
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
いちご	0.5
ぶどう	0.3
茶	0.3
公 の他のスパイス(注2)	0.3

※ 今回基準値を設定するレピメクチンとは、L.A3 及びL.A4の和をいうこと。

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、 西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがら し、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの 果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものを いう。